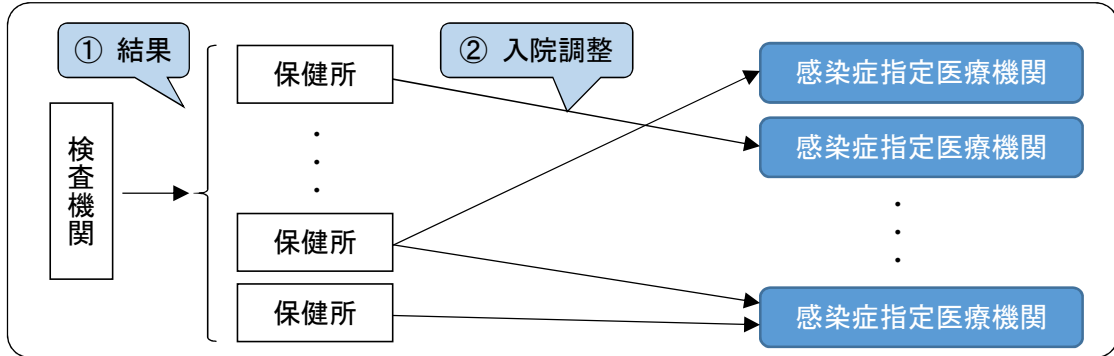


【参考】

入院調整の広域的対応について

【旧】

感染症法に基づき、各保健所長が医療機関と個別に調整



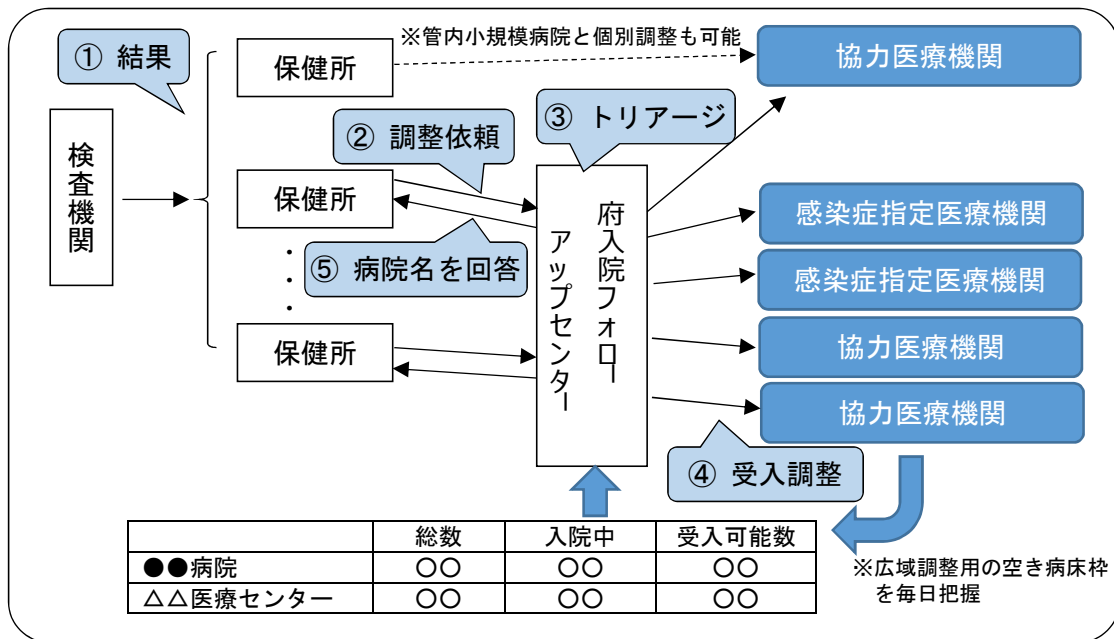
<課題>

- ・保健所側・・・医療機関の空き状況を把握できず、非効率な調整に
- ・医療機関側・・・各保健所（18保健所）から調整が入り、手間がかかる

【新】

府（府入院フォローアップセンター）が、入院可能な空き病床を把握し、広域的に入院調整。

入院調整の対象：感染症指定医療機関、10床程度以上の協力医療機関、基幹病院等  
（それ以外の医療機関の空き病床の状況も、保健所を通じて把握。）



- ※ ⑤の回答をもって、各保健所は割り当てた医療機関との間で、患者の入院調整を行う。
- ※ 重症例については、PCR検査の結果を待つ段階から、府入院フォローアップセンターに相談。今後、重症例の入院先確保や広域調整のために、府入院フォローアップセンターを経由してのみ受け入れる医療機関（「調整対象医療機関」）を指定予定。
- ※ 調整対象医療機関以外は、広域的調整に依らず、各保健所で個別に入院先を調整しても差し支えない。